

21. ラトビア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

WEEE 国内法の要求と拘束力は EU 指令(WEEE の年間一人当たり最低回収量、4kg)と等しいものである。ラトビアの WEEE 関連法は以下の通りである。

- ・ 廃棄物管理法(the Waste Management Law) 2000 年 12 月 14 日制定、最終改正 2009 年 10 月 20 日)
- ・ 電気・電子製品廃棄物管理規則(Regulations Regarding the Management of Electrical and Electronic Equipment Waste)法律番号 923(2004 年 9 月 9 日公布、最終改正 2009 年 8 月 12 日)
- ・ 電気・電子製品カテゴリーについての規則(Regulations Regarding the Categories of Electrical and Electronic Equipment)法律番号 624、2004 年 7 月 27 日公布。最終改正 2004 年 8 月 1 日)
- ・ 電気・電子製品ラベル表示および情報規定についての規則 ((Requirements Regarding the Labelling of Electrical and Electronic Equipment and Information Provision 法律番号 736、2004 年 8 月 24 日公布)
- ・ 登録手続および電気・電子機器の外国製造業者責務についての規則(Regulations Regarding the Procedure of Registration and Duties OF Foreign Manufacturers of Electrical and Electronic Equipment) 法律番号 156、2009 年 2 月 17 日公布)

RoHS に関する国内法は、電気・電子機器に使用されている化学物質使用制限についての規則 ((Regulations regarding Restrictions of the Use of Chemicals in Electric and Electronic Equipment)法律番号 723、2004 年 8 月 17 日公布。最終改正 2008 年 9 月 10 日) で、内容は EU 指令と等しい。

WEEE および RoHS 規則違反に対する罰則規定は、行政違反法((Latvian Administrative Violations Code) 、2000 年 12 月 14 日施行、最終改正 2009 年 10 月 7 日改訂)に併合されている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

電気・電子機器の廃棄物は他の廃棄物とは別に収集されねばならないという特別表示がなければならないが、それを怠った場合、あるいは製造業者が登録するのを怠った場合、もしくは電気・電子機器およびその廃棄物管理を明記した報告書を監督官庁へ提出するのを怠った場合は、行政違反法 (Latvian Administrative Violations Code) により最低 250 ラツツ (355 ユーロ)、最高 1,000 ラツツ (1,423 ユーロ) までの罰金が科せられる。

違反に際し、使用された車または設備の没収および最低 200 ラツツ (285 ユーロ)、最高 1,000 ラツツ (1,423 ユーロ) までの罰金が科せられる。

廃棄物回収管理に関しての規定に違反した場合、あるいは廃棄物の越境運送の場合には、車または設備は没収されないが最低 200 ラツツ (285 ユーロ)、最高 1000 ラツツ (1,423 ユーロ) までの罰金が科せられる。

廃棄物を生産した者および所有者が、地方自治体が組織する廃棄物回収に参加しなかった場合は、最低 300 ラツツ (427 ユーロ)、最高 1,000 ラツツ (1,423 ユーロ) までの罰金が科せられる。

ほかの危険で有害な物質や材料や廃棄物やちらかったゴミやその他の害を与えるようなものも含めたスラッジ (汚泥) や化学物質が、大気、土壌、森林および内水 (表流水または地下水) 汚染の原因になった場合には、違反した原因になった車の没収と共に最低 250 ラツツ (355 ユーロ) から最高 2,000 ラツツ (2846 ユーロ) の罰金が科せられる。車の没収はなく罰金だけのこともある。

b. RoHS 罰則規定

監督官庁へ基本的な必要条件を満たした技術パラメーターを明記した書類の提出を怠った製品を販売・サービスを提供を行った場合、行政違反法 (Latvian Administrative Violations Code) によって製品を没収すると同時に最低 500 ラツツ (712 ユーロ)、最高 5,000 ラツツ (7,115 ユーロ) までの罰金が科せられる。製品を没収せずペナリティ (罰金) だけのこともある。(第 166 条第 9 項)

製造業者が化学物質やエレメント (element) および監督官庁が明記している放射線のレベルが基準より超過している製品を販売・提供をおこなった場合、それらの製品は没収さ

れると同時に最低 100 ラツツ（143 ユーロ）最高 1,000（1,423 ユーロ）の罰金が科せられる。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

通常、原産地証明書および税関申告書、ラトビアの公認専門機関が準備した RoHS およびその他の EU 指令の条件合致確認状を添えて通関手続を行う。

b. 税関での検査、確認方法

税関での電気・電子製品検査は行わない。ラトビアの公認研究所で RoHS およびそのほかの EU 指令に従っている製品であることを専門家が証明した書類を輸入業者は提出せねばならない。公認の研究所についてはラトビア認可局のホームページを参照。

<http://www.latak.lv/ENG/institutions/lindex.htm>

ラトビアの認可機関については下記のホームページを参照。

<http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/nando/index.cfm?fuseaction=country.nottifiedbody&countryid=428>

c. 検査にかかる期間、コスト

RoHS およびそのほかの EU 指令の条件合致確認状を受領する期間は最長 1 ヶ月であるが、通常 2 週間で済む。

d. RoHS 対応違反時の対応

通常通関手続中は、EU 指令との条件合致確認を待たないでの製品販売は禁止されている。それゆえ輸入業者は製品輸送前に条件合致確認状などを準備して書類手続がスムーズに進むようにしておく。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

電気・電子機器回収管理に必要な情報の伝達が確実にできるようラトビア電気・電子機

器製造者登録情報システムが設置された。

製造者は、提出するすべての情報が、信頼性があり、なおかつ事実の情報を記述して送る責務がある。

法律により登録はラトビア電気工学・エレクトロニクス産業協会(LEtERA)で行われている。

電気・電子機器製造者登録フォームは、LEtERA 事務所（住所:93 Dzirnava Street,Riga,LV-1011,執務時間:火曜日午後2時～5時および木曜日午前10時～午後1時、電話: +371 67288392）から提供される。

電気・電子機器)製造者は、電気・電子機器製造者登録に登録せねばならない。

b. 登録方法

電気・電子機器製造者とは技術利用にも通信販売契約にも関係ない以下のものを意味する。

- ・ 電気・電子機器を自社ブランドで販売する者
- ・ ほかの供給者によって製造された機器を自社ブランドで再販売する者、前記規定に定められるように、製造者のブランドが機器に表示されている場合には再販売業者は「製造者」とはみなされない、または
- ・ 電気・電子機器を職業的に輸入または輸出する者

電気・電子機器製造者または WEEE 管理者は、（製造者が WEEE 管理者と WEEE 管理の契約を締結したならば）年 4 回、4 月 20 日、7 月 20 日、10 月 20 日、1 月 20 日までに前三ヶ月間をまとめた報告書を登録先機関に提出せねばならない。

報告書には下記のことが記述されていなければならない。

- ・ ラトビア市場に上市する電気・電子機器の量（数量または重量）の報告、電気・電子機器の回収量、回収後国内で処理されるか輸出されるか、その量の報告
- ・ 再使用、リサイクル、修復した電気・電子機器の量（数量または重量）の報告
- ・ EU 域内市場に販売した電気・電子機器の量の報告

② 回収の仕組み

法を順守し WEEE 管理を下記の 3 方法で行う。

- ・ 製造者が天然資源税を支払う。
- ・ 製造者が電気・電子機器廃棄物を管理する。
- ・ 製造者が WEEE 回収管理システムと契約締結する。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE 輸送費用（天然資源税または WEEE 管理費）は、通常その国の第一輸入販売者が支払う。国際企業の場合域内で企業独自の輸送システムを利用できる。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

電気・電子機器廃棄物管理業者は、下記の企業である。

- ・ EKOGAISMA、
- ・ LATVIJAS ELEKTROTEHNIKAS APSAIMNIKOSSANA、
- ・ LATVIJAS ZALAIŠ ELEKTRONS、
- ・ LATVIJAS ZALAIŠ PUNKTS、
- ・ ZALA JOSTA、
- ・ ZALAS CENTRS

環境省から認可されると企業独自の WEEE 管理システムを開発することができる。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

新しい電気・電子機器コストに含まれている。負担額として示されないのは WEEE 管理費（天然資源税が kg 当り 1.66 ユーロであり WEEE 管理費が kg 当り 0.36 ユーロ）である。WEEE 回収コストは無料。

⑥ WEEE 回収率

ラトビアでの WEEE 回収量は 2008 年人口 1 人当たり 3kg と非常に低い。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

WEEE 管理業者 LATVIJAS ZALAIŠ PUNKTS によると WEEE 回収にかかるメーカー

平均負担額はトン当たり 355 ユーロであるという。